

タイトル 少年の更生に向けて

この論文を書くにあたって、まず少年法について知ろうと藤井誠二氏著の「『少年 A』被害者遺族の慟哭」という新書を読んだ。

その本には、作者藤井氏の少年事件の被害者遺族に対する取材がまとめられていたが、僕は現在の少年法に対する疑問や不満を持った。昨年も少年による凶悪事件が発生し、そのたびに厳罰化が叫ばれたが、本当の問題点はそこではない。今の少年法の問題点として私たちが最も目を向けなければいけないのは、事件の後、裁判の後に、どうすれば加害者を更生させることができるのかにあると思った。

少年法の目的、「非行の見られる少年の更生」を達成する大前提として、私はその少年に自分が何をしてしまったのかをしっかりと理解させ、罪に向き合わせる必要があると考える。しかし、今の少年法はそこまで徹底できていない気がする。

罪を償うとはなにか。それは自分のしたことに向き合うこと、謝罪することに加え、そのことを忘れないこと、そしてその姿勢を継続すること、これらを全てまとめたことだと思う。その場一時の謝罪や、刑を受けるだけでは、決して済む話ではない。

先ほどの著書を読んだ中で加害者に最も欠けているものはその罪を償おうとする姿勢だと思った。

そこで私が思い立ったのは、加害者に賠償金をきっちり払わせるルールと環境をつくることだ。

罪を償う行為の一つに賠償金を支払うという手段があげられるが、加害者側が多額の賠償金を一括で支払うことを拒否し、毎月の少しずつの振り込みを要求した被害者遺族の事例が先ほどの著書には取り上げられていた。つまり、遺族は賠償金を支払うことの真意を、支払うことで事件のことを思い出し、贖罪につなげるというように考えているとうかがえる。それは、贖罪という行為、自分の犯した罪を忘れないという姿勢を支払いによって目に見える形にしていると解釈できる。つまり、支払いをやめるということは、自分の罪にむきあうことを放棄することに等しい。

ところが、著書には裁判の場で決められる賠償金は、支払いをしなくても裁判所が振り込みを強制させることはなく、被害者側が催促するしかないと書かれていた。裁判によって決められた命令を無視してもほったらかしなのは、裁判の意味すらないのではないだろうか。なにより、そこをきっちりしないと加害者は逃げ得状態になり、更生など見こめないのではないのか。

著書には「国が賠償金をたてかえ、加害者はそれを返済する制度を設けるべきだ」という案が出されていた。この案は被害者が催促

しなくてすむという面はクリアできているが、国家が簡単に加害者の金銭的援助をするのはいかなものだろうか。なにより加害者少年には、直接遺族に賠償金を支払ってほしいと思う。自分のしてしまったことに対する責任を、支払いを通して実感してもらいたい。

では、どうすれば少年を更生させることができるのか、私なりに新しいルールを考えてみた。

まず賠償金は原則として加害者本人のみで支払うというルールを作る。ただし、被害者の葬儀代や治療費は被害者側の生活に支障をきたす可能性があるので、支払い能力のある加害者の家族、親族があくまで保護者の責任として払うことはやむをえないとする。残りの慰謝料は、事件を起こした加害者本人が全額支払うようにする。事件は少年が起こしたもののなので、それは一生をかけてでも本人が払うべきだ。

自分のしてしまったことには、自分で責任をとる。この当たり前のことが更生のきっかけになるに違いない。

そしてもうひとつは、少年が賠償金の支払い額を捻出するための仕事を国が用意すること。

先ほど、裁判所は賠償金の振り込みを強制しないと述べたが、強制できたとしても、加害者も財源がなければ払うことができないのだから、それを確保できるように努めるべきだ。

刑務所には、既に職業訓練という制度があるが、これは資格や知識の取得のための学習である。私が考えるのは単なる学習ではなく、例えば人手の不足している地に赴かせて実際に働かせる。そしてそこで発生した利益を賠償金として活用するのだ。

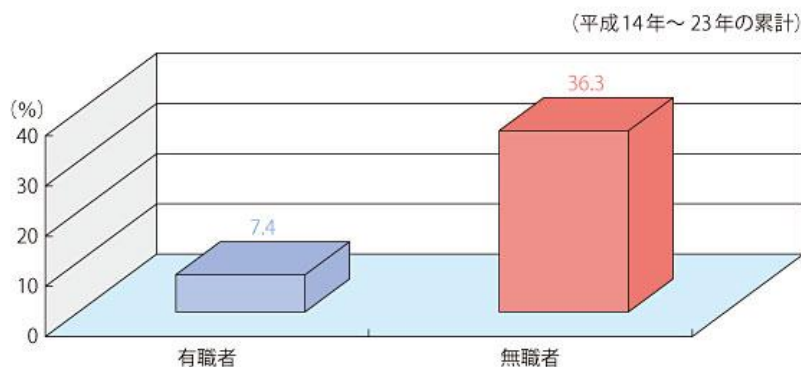
この制度が実現した場合のメリットは大きく2つ、加害者本人に賠償金の支払いの足がかりを与えるとということ、労働によって加害者の更生を促進するということだ。これについて説明すると以下のようになる。

「支払いの足がかり」について

どんな事件であろうとも、それは加害者の前科として扱われる。そうなると、後の就職の弊害にもつながる。支払いを続けたくてもそのためのお金を捻出できなくなってしまうのではないだろうか。そんな状態で刑期が終わった後に元の社会に戻し、「お前たちには賠償金が残されているから早く仕事を見つけて払えよ」と言っても、それは難しい話に思える。お金を捻出できないなら、自然と賠償金の支払いはできなくなってしまう。初めに述べたように賠償金を払うということは加害者の更生につながるなので、その「少年の更生」を目的としている少年法に、国が加害者の就職にまで介入する制度を設けるべきだ。

7-2-1-6 図

保護観察対象者の再犯率（就労状況別）



- 注 1 保護統計年報による。
2 「無職者」は、定収入のある無職者、学生・生徒及び家事従事者を除く。
3 「再犯率」は、有職者及び無職者に対する保護処分取消し、仮釈放取消し、刑執行猶予取消し、戻し収容及び身柄拘束のまま保護観察が終了となった者の比率である。
4 職業不詳及び交通短期保護観察を除く。

「労働による更生の促進」について

就職難が引き起こす問題として、無職者の犯罪率の上昇があげられる。上の図は、平成14～23年で起こった保護観察対象者の有職者と無職者の再犯率を比較したものである。これをみると、有職者の再犯率は7.4%だが、無職者の再犯率はその約5倍にあたる36.3%であることが分かる。逆に、労働環境を整えることで犯罪者の約30%を更生に導くことができるともいえる。労働には、犯罪者を更生につなげる事象がたくさんあるのだろう。ならばなおさら、加害者が就職できるよう見届けるのがこれからの目標になるのではないだろうか。

現状では、過去4度の法改正において、厳罰化は行われた。ただ、単に刑期を長くしても私は目標の更生は成し遂げられるとは思わない。今考えること、見直すことは、更生のために何をさせるかだ。小学生のときに、クラスメートとケンカした後に先生に呼び出されたことが何度もある。その度に自分が何をしたのか、どこが悪かったのかを確認させられ、反省した思い出がある。ケンカにとどまらず、間違ったことをすればそのままではいけないと言われ、その機会が設けられた。ただし、裁判に発展する事件となると、一般家庭の少年や、あるいはその家族だけの力で更生をするといっても難しいのではないだろうか。

少年は今後の日本社会において大きな役割を果たす。しかし、彼らのなかには非行に走る者がいて、それを更生させるのが少年法だ。だが、今の少年法は、裁判がおわったらそれまでという感じがする。彼らの更生を実現するには、事件が終わっても、一人一人の加害者のその後を目を向け、更生の手助けをすることが必要だ。

参考文献

藤井誠二著『「少年 A」被害者遺族の慟哭』（小学館新書）